

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市名誉市民候補者選定検討会議		
開催日時		令和3年（2021年）5月27日開会10:00 閉会10:45		
開催場所		つくば市役所5階 庁議室		
事務局（担当課）		市長公室秘書課		
出席者	委員	小久保貴史、秋田浩之、松浦幹司、飯田哲雄、成島美穂、鈴木牧子、横井翔、菅沼彰太、松本玲子		
	その他			
	事務局	片野公室長、塚本次長、岸田統括政策監、伊藤課長補佐、太田主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		1 名誉市民選考基準について 2 名誉市民候補者の募集方法について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 座長選出（互選） 4 議事 5 閉会			

<審議内容>

- ・座長選出について

立候補者及び推薦無し。

委員：事務局で案があれば、提示願ひ、皆に諮ってもらひの方がよろしいかと思ひます。

事務局：ただいま委員より、事務局案をとひることでありましたので、事務局案として、つくば市副市長の松本委員の方で座長を務めさせていただけなひかと思ひのですが、いかがでしょうか。

一同異議なし（拍手）

事務局：それでは、松本委員に座長をお願いしたいと思ひます。

1 名誉市民選考基準について

事務局：配布資料に基づき説明。

座長：これまで、雲の上の方々が名誉市民ということで選ばれてきたわけですが、地域で頑張っていたひ方を積極的に選定していきたいというよひな趣旨で今回加えさせていただけということです。この「長きにわたり地域に多大な貢献をしている」ということを追加していくというか、運用上そこを見ていくということに関しまして、皆様何か御意見がござひましたらお願いしませひ。また、「長きにわたり」ということや、「多大な貢献」ということを、どこまで具体的に基準として入れていくのかといった御意見もあるかもしれませひので、そちらも含めて御意見がござひましたら頂戴したいと思ひます。

委員：この御提案をいただいた時に、今座長がおっしゃったことを感じました。やはり、国際的にとか、国内的にも顕著な方ばかりを顕彰し

ても、市民にとっては何のことやらと、そういうレベルの制度で終わってしまうのではないかという考えを持ちまして、今座長がおっしゃられたように、「長き」とか「多大」という抽象的な表現なんですけれども、そのところを検討することによって、市民の方にとってもより身近な「あっ、自分も努力すればなれるな」など、小さい子どものうちからそういう制度が浸透していけば、長く人生を送る上でも大きな目標を持てるんじゃないかという考えを持ちまして、こちらについては賛成の意見ということです。

座長：ありがとうございます。その他御意見等ありましたらお願いします。

(委員からは発言無し)

座長：特に無ければ、「長き」とか「多大な」というところの基準を、今回具体的に決めていくのか、もしくは、功績の内容によって長さとかは異なるかと思imasので、そのあたりは推薦されて出てきたリストを見て、そこも含めて皆さんで協議していくような方法もあるのかなと思imasますが、それについてはいかがでしょうか。御意見ございましたらお願いします。

委員：具体的に縛ってしまうと、なかなか候補者が集まりにくいと思imasます。既に名誉市民になられているお三方は誰もが知っているということなんですけれども、むしろ今回は、幅広く最初のうちは集めるということなので、あまり具体的にしすぎると「あー、ちょっと違うのかな」というような、敷居が高くなってしまいかと思imasます。一方で、選出する方は非常に大変だと思imasますので、そのあたりはバランスを考えなければいけないと思imasます。

座長：ただいま、幅広く集めたらいいんじゃないかという意見がありました。他の皆様も御意見あれば伺いたいと思imasます。

委員：質問なんですすが、だいたい年間何名くらいの方を予定されているん

ですか。

座長：事務局はどう考えていますか。

事務局：顕彰する際には楯や記念品が伴うものですから、初年度取っている予算で言うと、2名予算化させていただいています。次年度以降は、様子を見ながらにはなっていくとは思いますが。

座長：今、2名というお話がありましたが、それくらいのイメージということですか。

委員：これまで、名誉市民の制度ができて二十数年の中で3名しか選ばれていないということだと思んですが、今年はもう少し幅広く、もう少し頻度を上げていくというか、今年は誰も選ばないということが多分なくて、2名は必ず選ぶという認識になるのでしょうか。

座長：事務局お願いします。

事務局：必ずしもということではないと考えています。

座長：候補にふさわしい方がいれば2名選ぶし、場合によってはゼロということも可能性的にはあるということです。その他ございましたらお願いします。

(意見・質問無し)

座長：よろしいでしょうか。それでは今お話を伺っていると、具体的に「長き」とか「多大な」という数値的な基準を設けずに、幅広く皆さんから募集をしていくということで、この選考基準についてはそのような考え方でいきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(委員からは発言無し・うなずき)

座長：はい。では皆さん御賛同いただきましたので、その方向で進めさせていただきたいと思えます。

2 名誉市民候補者の募集方法について

事務局：配布資料に基づき説明。

座長：それでは今、募集方法について、それから様式について、説明がありました。この件について御意見等ございましたらお願いします。最初は公募も考えていたようなのですが、やはりこの趣旨から言って、業界等からの推薦の形がふさわしいのではないかという説明でしたけれども、そこについても御意見があればお伺いしたいと思います。

委員：各業界とは、具体的にどういったところでしょうか。

座長：事務局からお願いします。

事務局：推薦依頼をどのように行っていくかということにもつながっているかと思いますが、現状では、市役所内、関係部署が色々な団体とやり取りをさせていただいておりますので、市役所内の窓口から、色々な団体の方に依頼をさせていただければと考えています。

座長：この様式の「功績の種類」というところにも書いてありますが、地方自治の進展とか社会福祉向上、経済の発展、学術文化、それから市民の福祉増進というような種類もありますので、市役所は幅広く色々な方との窓口となっておりますので、推薦していただくというようなイメージで間違いないでしょうか？

事務局：はい。そのような形です。

委員：業界とかの組織がありますよね。無いような方についてはどのような推薦形態を考えていますか。

座長：例えば市民活動のというような感じでしょうか。

委員：例えばそういう感じですか。

座長：そのあたり事務局はどうですか。

事務局：市民活動に関しては市民活動課ですとか、文化芸術系もござい
ますので、そういった窓口から包括的にお寄せいただければと考
えているところではございます。

座長：では、業界と書いてありますが、組織にこだわるということではな
くて、もっと幅広く、推薦していきたいというようなイメージでい
いんですよね？

事務局：はい。今の状態では凝り固めずに幅広く、まずは集めさせていた
だくような形を取ればと思っております。また、先ほど申しそび
れてしまったのですが、逆に委員の皆様から御推薦というような
形も取れるかと思っておりますので、その際はぜひ申し出ていただけれ
ばと思っております。

座長：ここも幅広く推薦していただくというようなことで、窓口は広くや
っていくということでございます。そのあたりも含めまして御意見
ございましたらお願いします。

委員：第1回目ということですので、いろんな市民がいると思えますし、
私達も全然活躍されている方はわかりませんので、多くの方にまず
は推薦してもらい、権利を得ていただくといえますか、そういった
ことで第1回の、市民から名誉市民を選ぶことによって、つくば市
に今後こういった素晴らしい市民賞というのがいただけるというつ
くば市になれば、さらに活躍してもらえる人たちも出てくると思
いますので、幅広くまずは集めることが大事だと思います。

委員：私も今、地方の区会で活動させていただいているんですが、本当に
一般市民の方がご存じないような分野が相当あると思えます。です
から、業界や団体の力関係に影響を及ぼされるのではなくて、我々
が本当に客観的に「やっぱりこういう存在は大切だよ」というよ
うな、納得できる人選をしていくためには、これだけの会議の回数

は少ないと思います。それはそれとして、各情報をコミュニケーションをきちんと取って、理解が深まるようなそういう体制を事務局の方にはお願いしたいなと思います。

座長：事務局にもしっかり進めてもらいます。市民委員の方も今回たくさん入っていただいていますし、選考はこの中で行っていくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。選考の際には皆さんによく検討いただけるように、事務局も色々な情報を集めて委員に示してもらえればと思います。その他に御意見ございましたらお願いします。

委員：基本的には、業界からというか市役所の方から声をかけて推薦していただくという形になるということですよ。ホームページなどには「名誉市民を選出します」というような内容は、募集の前の段階から記載していくのですか？

座長：そのあたりは事務局どうですか？

事務局：あくまでこれは事務局の案ですが、ホームページの方は公募にもつながってしまうところがありまして、価値を下げない、名誉市民としてのそういったところを担保できるように、まずは市役所の中から各団体の皆様に、やはり尊敬されるような方が名誉市民ということですので、そういった情報をまず集められればと思っています。ホームページというのは公募とイコールかと思っていたので、現状では考えていなかったところではあります。

委員：すみません、年間スケジュールの把握ができていなくて…、今年度はいつまでに選考するのでしょうか？

事務局：選考は8月くらいまでには終わらせたいと思っています。9月の議会に上程をしまして、そこで初めて確定されるものでございますので、その後11月30日のつくば市民の日に間に合わせること

を考えると、9月の議会が最後かというように考えております。
そこから逆算してのスケジュールで、8月くらいまでに選考かと
考えているところです。

座長：けっこう急なスケジュールになりますね。

事務局：そうですね…。

委員：先ほど委員が言われたように、この短い期間で、選別も私達が全て
行っていくのかと考えると、集まってみないとわからない気はする
んですが、1か0かを選ぶというのはすごく大変な気がして…。

事務局：集まった段階で早めに委員の皆様には何らかの形で共有させてい
ただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：今の段階では8月上旬頃に共有いただける予定でしょうか。

事務局：集めるのは7月くらいまでには集められればと考えています。7
月に集めた上で、選考会を8月ということです。集まった段階で、
何らかお示しができればと思っております。

座長：少しスケジュールはタイトなのですが、御協力いただければありが
たいです。よろしく申し上げます。その他この点、募集方法や様式
について御意見ございましたらお願いします。

(委員から発言無し)

座長：皆さんよろしいでしょうか。それでは先ほど事務局から説明させて
いただいた、案のとおりでよろしければ進めさせていただきたいと
思います。ありがとうございます。

議事については以上でございますが、その他に委員の皆様から何か
ございましたらお願いします。

委員：新しい名誉市民の選考基準なんですけど、品位を落とさないというお
話もありましたが、例えばどこか他の市とか他の県とかで、何かモ
デルにされているというか、このくらいの人を選びたいというよう

な事例があったら、参考に教えていただけたらと思います。

座長：何か他市の事例で今持っているものはありますか。もしくは後でもいいんですが、委員さんにお配りするものとか。

事務局：そうでしたら、後ほど参考事例の方を皆様にお送りさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

座長：後で郵送で送らせていただきます。よろしく願いします。その他に御意見ございますでしょうか。

委員：この委員会は、今後毎年開くような想定をされているのでしょうか。

事務局：毎年、積極的に顕彰していくというところで、毎年1回、今年度は初めてですので、皆様に一度議論をしていただく必要があると考えてこの会を開いておりますが、次年度以降は、年1回選考で集まっていたらと考えているところです。

委員：基準からまた考え直す可能性もあるということですか？

事務局：もしも必要があるときには別途開催をしたいと思います。

座長：今回初めてですので、色々な不具合とか改善点が出てくると思いますので、そこは随時改善していきたいと思います。委嘱状は…2年？

事務局：そうです。

座長：委員の皆様には2年ということで委嘱させていただいておりますので、少なくとも2年は御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。その他御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委員：依頼を送る業界というか団体というのは、だいたいどれくらいの数の想定なのでしょうか。

事務局：現状、出してみないことにはわからず、数が確実に申し上げますられないところではあるのですが、各部署がやり取りをしていたり関わっている団体はおそらく相当あるかとは思っています。そういっ

たところを担当課からやり取りをしていただくような形になっていきますので、相当数はあるかとは思いますが。参考になればというところでは、賀詞交歓会、かなりの方々が来ていただいているのですが、そういった方々がまず対象になってくるかと考えているところではあります。

委員：多数の推薦状が来た場合、短期間でもう一回の開催だけで決める、しかも該当が無い場合もあるので、そうした場合難しいとは思いますが、そのあたり一旦集まった数に応じて、選考に持っていく数というのはちょっと考えた方がいいのではないかなと思います。

座長：はい。ありがとうございます。確かに、数十とか数百集まってしまったとき、皆さんで議論していただくにはちょっときついかと思いますので、そのあたりの進め方を少し事務局で検討させていただきます。その他ございますでしょうか。

(委員から発言無し)

座長：よろしいでしょうか。では、議事については以上で終了となります。御協力ありがとうございました。それでは進行は事務局に戻させていただきます。

事務局：ありがとうございました。皆さん本当に、議事に対しての意見ありがとうございました。委員の皆様から御要望等もいただいておりますので、そのあたりも我々、色々検討させていただいたり、情報を集めて速やかにお知らせするなどさせていただきたいと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして、「令和3年度第1回の名誉市民候補者選定検討会議」を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。

閉会（10：45）

令和3年度第1回つくば市名誉市民候補者選定検討会議

日時：令和3年（2021年）5月27日（木）10：00～12：00

場所：つくば市役所5階 庁議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 座長選出（互選）
- 4 議事
 - ① 名誉市民選考基準について
 - ② 名誉市民候補者の募集方法について
- 5 閉会

つくば市名誉市民について

(参照) 資料1 つくば市名誉市民条例

1 目的

社会の発展に著しい功績があり、市民の誇りとして等しく尊敬される者に対し、つくば市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰すること。

※顕彰：功績などを一般に知らせ、表彰すること。

2 選定対象者

- ① つくば市在住、以前居住していた、つくば市に関係の深い者
- ② 以下について、広く貢献し、その功績が特に著しい者
 - ・ 地方自治の進展
 - ・ 社会福祉の向上
 - ・ 経済の発展
 - ・ 学術又は文化の振興
 - ・ その他市民の福祉の増進
- ③ 等しく市民に深く尊敬される者

3 つくば市名誉市民

- ① 江崎 玲於奈（ノーベル物理学賞受賞）
- ② 小林 誠（ノーベル物理学賞受賞）
- ③ 加藤 澤男（体操選手、オリンピックにて日本最多金メダル8つ獲得）

つくば市名誉市民候補者選定検討会議について

(参照) 資料2 つくば市名誉市民候補者選定検討会議設置要項

1 設立の経緯

「ともに創る」市政を推進するため、地域経済やまちづくりに貢献してきた方々の事績等をたたえ、積極的な顕彰を実施するため、名誉市民の選定にあたっての透明性を確保し、名誉市民の選定を公平かつ適正に行うために設置した。

2 審議事項

つくば市名誉市民について、以下の事項の検討及び意見交換を行う。

- ① 選定基準
- ② 募集方法
- ③ 候補者選定 など

3 名誉市民選定スケジュール

- ① 5月27日 第1回会議開催（選定基準や募集方法を検討）
- ② 6月～7月 推薦依頼
- ③ 8月上旬 第2回会議開催（候補者の選定）
- ④ 9月 議会へ上程
- ⑤ 11月30日 つくば市民の日に顕彰

※次年度以降は、候補者選定のみ年1回開催を予定している。

4 留意事項

- ① 個人情報の取扱には十分ご注意ください。
- ② 利害関係を有する方が審査対象となった場合には会議に出席できません。

議事1 名誉市民選考基準について

【つくば市名誉市民条例】

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈る者を選定する。

- (1) つくば市に居住している者若しくは居住していた者又はつくば市に関係の深い者であること。
- (2) 地方自治の進展、社会福祉の向上、経済の発展、学術又は文化の振興その他市民の福祉の増進に広く貢献し、その功績が特に著しい者であること。
- (3) 等しく市民に深く尊敬される者であること。

今後、長年地域で活躍された方も名誉市民として積極的に顕彰していくために、上記条例第2条の規定に基づく「功績」については、「長きにわたり地域に多大な貢献をしている」ことも加えていきたい。

議事2 名誉市民候補者の募集方法について

- ◆各業界（経済界や学術界など）からの推薦を依頼する。
- ◆推薦にあたっては、以下推薦書様式（案）を使用する。

つくば市名誉市民推薦書

第 号 年 月 日	
つくば市長 様 <p style="text-align: center;">推薦者</p> 下記の者は、その功績が顕著でありますので推薦します。 <p style="text-align: center;">記</p>	
ふりがな 氏名 現住所
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
功績の種類	1 地方自治の進展 2 社会福祉の向上 3 経済の発展 4 学術又は文化の振興 5 その他市民の福祉の増進
功 績 の 概 要	
賞 別 の 概 要	
その他 参考事項	

(注)

- 1 太線の枠内について記載してください。
- 2 功績等の内容は、具体的に記入してください。

○つくば市名誉市民条例

平成 5 年 12 月 24 日

条例第 33 号

改正 平成 9 年 6 月 30 日 条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、社会の発展に著しい功績があり、市民の誇りとして等しく尊敬される者に対し、つくば市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。

(選定)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈る者を選定する。

- (1) つくば市に居住している者若しくは居住していた者又はつくば市に関係の深い者であること。
- (2) 地方自治の進展、社会福祉の向上、経済の発展、学術又は文化の振興その他市民の福祉の増進に広く貢献し、その功績が特に著しい者であること。
- (3) 等しく市民に深く尊敬される者であること。

(平 9 条例 37 ・ 一部改正)

(顕彰)

第 3 条 前条の規定により選定した者に対しては、名誉市民の称号を贈るとともに、顕彰状、名誉市民章及び記念品を贈る。

2 市長は、前項の規定により名誉市民の称号を贈った者の業績をつくば市公報に掲載する。

(平 9 条例 37 ・ 一部改正)

(待遇又は特典)

第 4 条 前条の規定により名誉市民の称号を贈った者に対しては、次に掲げる待遇又は特典を与えることができる。

- (1) つくば市が主催する式典等への招待
- (2) 市政に関する刊行物の贈呈
- (3) その他市長が必要と認める待遇又は特典

(平9条例37・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市名誉市民候補者選定検討会議設置要項

(設置)

第1条 つくば市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市名誉市民候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、名誉市民の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民
- (2) 市内の公共的団体等の代表者で、市長が選定するもの
- (3) 区会、自治会その他これに類する住民自治組織の代表者で、市長が選定するもの
- (4) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
- (5) 市長公室を担当する副市長

3 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、市長公室秘書課において行う。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。